

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 國中憲治				
年 月 日	令和2年4月20日			
年会費名	奈良県ヒューライツ議員団 年会費			
相手方	奈良県ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ◆本会の活動内容 本県の同和問題を始め、あらゆる差別撤廃に向けた人権問題の講演会・研修会・会報誌の発行等 ◆本会の活動頻度 年 4回の講演会 ◆参加者の状況 地方議員が参加 <p>本会議での質問等、議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,330 円	講演会・	4
	合計	30,330 円 ()		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し、「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連携し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政学会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもつて構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
1. 議長 1名
 2. 幹事長 1名
 3. 会計 1名
 4. 幹事 若干名
 5. 監事 2名
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
1. 県議会議員 3万円
 2. 奈良市議会議員 2万5千円
 3. 市議会議員 2万円
 4. 町村議会議員 1万5千円
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

[2005年度第1回定例会議(2005年5月10日)で一部改正]

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 国中 憲治

年 月 日	令和2年4月1日他			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	新生奈良研究会			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	按分率 75% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政に関する講演会の開催 ・県外視察 等 <p>◆本会の活動頻度</p> <p>年4回の講演会、年2回の研修会 他</p> <p>◆参加費の状況</p> <p>企業経営者・役員、地方議等、100名程度の参加</p> <p>本会議や委員会での質問等、議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000円	講演会、研修会、懇談会 (年会費 60,000円) R2.4~R2.9月分	1
	年会費	30,000円	講演会、研修会、懇談会 (年会費 60,000円) R2.10~R3.3月分	77
	合計 60,000円 (60,000円×75%=45,000円充当)			
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

令和元年9月吉日

新生奈良研究会会員 各位

株式会社 奈良新聞社
企画部「新生奈良研究会」事務局
TEL 0742-32-2112

新生奈良研究会 会費納入のお願い

謹啓' 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、5月1日の奈良日日新聞社との業務統合に伴う本会の移管につきまして、会員の皆様にご理解ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

会員の皆様にご期待頂ける本会としてさらなる発展を目指し、より一層全力を尽くしてまいります。

つきましては、10月より新たな年度を迎えますことから、年会費(60,000円)をお振込いただきますようご案内申し上げます。

今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 国中 憲治

年 月 日	令和2年8月25日他			
年会費名	吉野ユネスコ協会 会費			
相手方	吉野ユネスコ協会			
年会費支払目的	情報収集のため			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催 ・歴史・文化の調査研究等 <p>◆本会の活動頻度</p> <p>年1回 講演会</p> <p>◆参加者の状況</p> <p>地元企業や地方議員が参加</p> <p>本会議や委員会での質問等、議員活動に役立っている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収番号
	年会費	5,000 円		69
	合計 5,000 円			
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

吉野ユネスコ協会々則

(名 称)

第1条 本会は、吉野ユネスコ協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、奈良県吉野郡吉野町上市77-1（吉野町教育委員会内）に置く。
但し、連絡所を事務局長宅などにおくことができる。

(加 盟)

第3条 本会は、ユネスコの目的を理解し、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟に加盟するものとする。

(目 的)

第4条 本会は、ユネスコ憲章の精神に基づき、教育・科学・文化・コミュニケーションの分野で、諸外国との相互理解を深め、恒久的な世界平和に寄与することを目的とする。

2 本会は、地域の歴史、文化及び伝統などを保護するとともに、世界的遺産の顕彰につとめることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなうものとする。

- (1) 文化・教育活動 教育、科学及び文化の各分野の活動を通して広く諸外国との連繋を保ち、国際理解を深め、会員の教養を高めるため以下の事業をおこなう。
 - ① 諸外国の歴史・文化・科学などの調査研究
 - ② 懇談会・研究発表会などの開催
 - ③ 講演会・展覧会などの開催
 - ④ 刊行物などの出版
- (2) 交流活動 諸外国との相互理解及び友好を増進するため、本会と同じ目的を有する文化団体との交流をおこなう。
- (3) 後援活動 本会と同じ目的を有する文化団体の後援をおこなう。
- (4) 協力活動 本会と同じ目的を有する事業に協力をおこなう。
- (5) 育成活動 青年会員・児童会員の育成に努める。

(会 員)

第6条 本会の会員は法人会員、賛助会員、一般会員、青年会員、児童会員とする。

- (1) 法人会員 本会の目的・趣旨に賛同し、活動を援助・参画する団体
- (2) 賛助会員 本会の目的・趣旨を理解・賛同し、継続して後援する者
- (3) 一般会員 本会の目的・趣旨に賛同し、本会の活動に積極的に参画する者
- (4) 青年会員 本会の目的・趣旨に賛同し、本会の活動に参画する青年
- (5) 児童会員 本会の活動を通し目的・趣旨を理解し、積極的に参画する児童

(会 議)

第7条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会 毎年一回会長が召集し、開催する。
- (2) 臨時総会 必要に応じ会長が召集し、開催する。
- (3) 理事会 役員をもって構成し、必要に応じて会長が召集し、会の運営について審議する。

2 本会の会議は、その構成員の過半数の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数で決定する。可否同数のときは会長の決定するところとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員(理事)をおく。

- | | | |
|-----|------|-----|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 若干名 |
| (3) | 事務局長 | 1名 |
| (4) | 次長 | 1名 |
| (5) | 理事 | 若干名 |
| (6) | 監事 | 2名 |

なお、必要に応じて役員以外に名誉会長・顧問等を、会員を問わず置くことができる。いずれも理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の出選及び任期)

第9条 会長・副会長・事務局長・監事は理事会より推戴し、理事は会員の中から選出、次長は事務局長が理事より選考し、共に総会で承認を受ける。
2 役員任期は2年とし、再選を妨げない。

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはその仕事を代行する。
事務局長は理事会を代表し、会務を掌理する。
次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときにはその仕事を代行する。
理事は理事会を構成し、会務を審議する。また、本会事業の執行にあたる。
監事は会計を監査する。

(事務局)

第11条 本会に事務局を設け、事務局員を置き会務を司る。
2 事務局員は、事務局長が選任し、理事会が任免する。

(会計)

第12条 本会の会計は、会費その他の収入をもって充てる。
2 会員の会費は、次のとおりとする。
(1) 法人会員 年額 50,000円
(2) 賛助会員 年額 20,000円
(3) 一般会員 年額 5,000円
(4) 青年会員 年額 2,000円
(5) 児童会員 青年会員になるまで=0円

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第14条 本則の改正は、総会において出席者(委任者を含む)3分の2以上の同意を得ることを要する。

(雑則)

第15条 本会は特定の宗教および政治活動は一切行わない。

(その他)

第16条 その他必要な事項は別に定める。

附 則 この会則は、2003年(平成15年)11月30日、から施行する
本会は社団法人日本ユネスコ協会連盟加盟日までは吉野ユネスコ協会設立準備会とし、その加盟日をもって吉野ユネスコ協会とする。

附 則 この会則は、2004年(平成16年)吉野ユネスコ協会1月25日の社団法人日本ユネスコ協会連盟の加盟承認をもって吉野ユネスコ協会と呼称し、この会則をもって発足する。

附 則 この会則は2004年(平成16年)5月23日、一部改正する

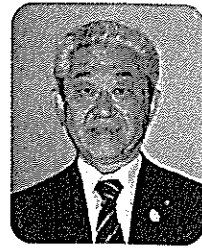
附 則 この会則は2006年(平成18年)3月12日、一部改正する

附 則 この会則は2009年(平成21年)3月21日、一部改正する

心の中に平和の砦を

吉野ユネスコ協会

会長 北岡 篤



生活、文化を知り無知と偏見をなくすこと、心の中に平和の砦を築こうと謳われています。

吉野ユネスコ協会では、その精神に沿って設立(二〇〇四年)以来、国際交流会(海外留学生や地域に居住する外国人との交流会)や世界寺子屋運動(書き損じハガキの回収を通して東南アジアの国々に学校を建設)、小学生絵画展(文化財や行事など地域の宝物を描く)、世界遺産や地域の文化に関する研修会などの活動を行ってきました。ささやかな活動ではありますが、教育委員会や学校、地域住民の皆様方のご支援、ご協力の賜だと感謝申し上げます。

ただ、二〇一九年度の諸事業が、ほぼ計画通りに遂行された段階で、事業の総括と次年度への計画をまとめるための理事会や総会が直前になって新型コロナウィルス感染症により中止のやむなきに至りました。

二〇二〇年度につきましては、コロナ感染症の流行状況を慎重に見極めながら進まざるを得ないと考えています。

物事を科学的に正しく理解し、無知や偏見を排除するというユネスコ精神に沿って、ウィルスを正しく理解し、対処・共存しながら、ユネスコ運動を進めていくことが求められていると思います。

吉野ユネスコ協会への一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

二〇一九年度 国内研修 楠正成・正行の事蹟を訪ねて

七月十三日
(土) 会員二十
二名参加で研修
に行きました。

当日は梅雨明けが例年より遅く、暑さも心配しましたが、凌ぎやすい一日となりました。

今年の研修のテーマは、楠正成、正行親子の今に伝わる歴史を探究する研修です。

まず大阪府南河内郡千早赤阪村に鎮座する建水分神社へ。歴史は古く十代崇神天皇からと神主さんの説明がありました。楠正成を祀る南木神社もお祀りされています。

次は、河内長野市観心寺です。開祖は役行者によるとのこと、吉野山とはとても深い繋がりのある寺院でした。楠正成が八歳から十五歳まで、この観心寺中院で龍覚僧正に学んだと伝えられています。

昼食後、四條畷神社、和田賢秀墓所を訪れました。正行公を篤く信奉する地元の方々から説明を聞き、冷たいお茶の接待を頂きました。

今年、日本遺産に認定された千早赤阪村、その他の名所旧跡をしっかりと見学できました。奈良吉野と山一つ隔てた赤阪村が古の時代より関係があった事を知り、ますます関心が高まります。

全員疲れもなく研修を終え、予定通り帰途に着けた事、皆様のご協力の賜と感謝しています。(研修部会)



千早赤阪村 建水分神社にて

二〇一九年度 国際交流会 in 川上

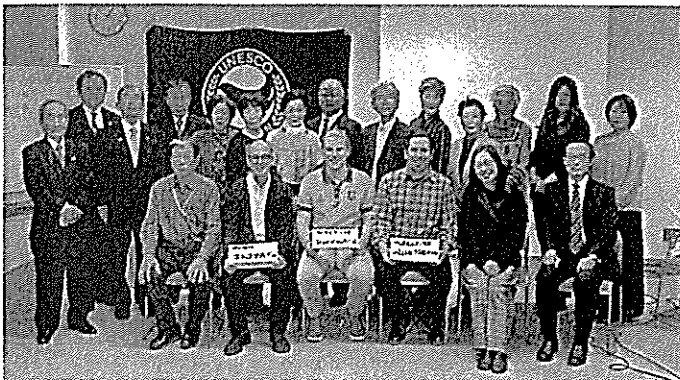
昨年までは海外から日本に来ている留学生との交流会を行ってきましたが、今年度は、吉野に在住しているオーストラリア、アメリカ、ベネズエラ出身の三人の人たちとの交流会をもちました。

ALITとして来日して川上村で小中学生の英語教育に携わっている人、日本が好きで川上の文化や魅力を海外に発信する活動をしている人、日本女性と結婚して来日し吉野で働いている人など、日本に来た動機や目的は違いますが皆さんとてもポジティブに生き生きと地域に溶け込んで生活されている様子を聞かせていただきました。

それぞれの出身国や家族のこと、日本に来た動機や来日してからの生活のこと等を発表していただいたり質問に答えていただいたりした後、グループに分かれてお茶を囲み懇談しました。

三人とも日本や吉野が好きだ、という事が感じられて、親睦会も大変和やかな雰囲気になりました。

皆さん、もっと日本語を学びたいが吉野近辺には日本語を深く学べる場所がない等の悩みも持つておられるようでした。(交流部会)



第十三回

『絵で伝えよう！私の町・村の たからもの』絵画展

今年度十三回目を迎えた絵画展に、小学生七十八点、中学生七十五点、小学生の親子制作二点、中学生の共同制作一点、合計百五十六点が出品されました。

十月十九日に審査会を開催しました。今回も奈良芸術短期大学准教授 中川賀照先生に審査をお願いして、「金賞」九点、「銀賞」二十一点、「地域賞」三十三点、「ファミリー賞」二点、「特別賞」一点が選出されました。

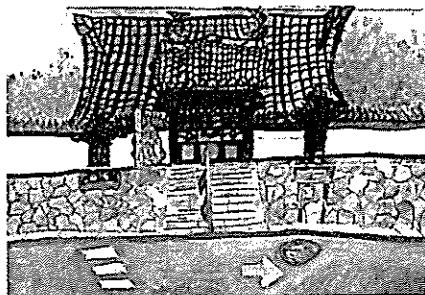


どの作品も、子どもたちが自分の選んだ「ふるさとのたからもの」を、一生懸命に描いた力作でした。今年度は特に中学生の部に優れた作品が多く、構成のうまさや描写の細かさ、色塗りの丁寧さは実に見事で印象的でした。

入賞作品は、十月から二月にかけて、郡内各町村で巡回展示していただきました。絵画展を鑑賞された方々にも地域の良さを再発見していただく機会となりました。素晴らしい作品を出品してくださった児童・生徒・保護者の皆様、そして各校の先生方に心よりお礼申し上げます。また巡回展示会の開催にあたりご協力いただきました各町村教育委員会のご担当者の皆様にも、深く感謝申し上げます。
(育成部会)



大淀希望ヶ丘小学校 1年
「楽しい1年1組」



下市小学校 4年
「願行寺」



大淀中学校 1年
「世尊寺」



大淀中学校 2年
「本殿へ向かう道」



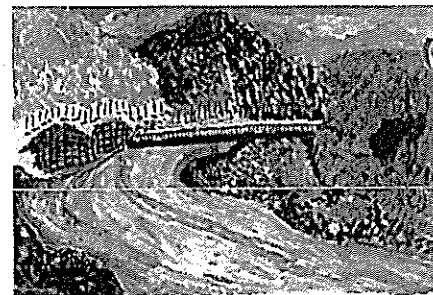
大淀緑ヶ丘小学校 5年
「銅の鳥居」



下市小学校 2年
「いせわんたいふうのときにながれついたかんのんさん」



吉野小学校 6年
「花供会式」



吉野小学校 3年
「ぼくの住む町」



黒滝小・中学校 3年
「輝く狛犬」

世界寺子屋運動

発展途上国の地域に学びの場をつくり、読み書きや生活をよくするための技術を学ぶ応援をする活動です。現在、アフガニスタン、ネパール、カンボジア、ミャンマーの4カ国に支援しています。

吉野ユネスコ協会も創立以来この活動に参加協力し、皆様からの温かい募金はすべて日本ユネスコ協会連盟に送らせて頂いています。

令和元年度は**10,810円**

ご協力ありがとうございました。

今後この活動にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※こんなものが一緒にあればお願いします

- ◎ 未使用切手
- ◎ 未使用のプリペイドカード、Quo カード等
- ◎ 金券（商品券、ビール券、図書券等）

会員を募集しています。

吉野ユネスコ協会では、世界遺産などの文化財についての研修や海外からの留学生との交流会、吉野郡内の小中学生による絵画展（私の町、村の宝物）の開催、世界寺小屋運動（書き損じ八ガキの回収運動）等を通して、ささやかですが世界の平和や地域の教育・文化の振興に役立てればと活動しています。

加入については吉野ユネスコ協会事務局（0746-32-0190）にお問い合わせください。

令和2年度事務所状況報告書

会派・議員名 國中憲治

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 吉野郡大淀町北六田 281-5 電話 0746-32-1170 延べ床面積 99 m ²
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 合資会社 北村化学研究所) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 99 m ² (a) うち政務活動使用面積 49.5 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 49.5 / 99 → 按分率 1 / 2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：後援会事務所との面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑨ 備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書

貸借人 合資会社 北村化学研究所（以下甲）と

貸借人 国中憲治（以下乙）の甲乙間において、次の通り契約を締結した。

第1条

甲はその所有する下記に表示する建物を乙に賃貸し、乙はこれを貸借することを約した。

1 建物所在 奈良県吉野郡大淀町北六田 281-5

2 種類 事務所

3 構造 軽量鉄骨2階建

4 床面積 99 m²

第2条

令和元年5月1日から令和4年4月30日までの4年間、甲はその所有する建物を乙に賃貸し、乙はこれを貸借する。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとする。

第3条

賃料は1か月金2万円とし、乙は毎月末日までに支払うものとする。また、1か月に満たない月の賃料は、日割計算とする。ただし、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較などにより不相当となったときは、甲乙間で協議の上、賃料の増減をすることができる。

第4条

乙は、建物を政務・後援会活動等の目的に使用する。

第5条

乙は次の場合には事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

1 建物の模様替え、または造作その他の工作をするとき。

2 賃借権の譲渡若しくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。

3 使用目的を変更するとき。

第6条

乙が次の場合の1つに該当したとき、賃貸人は催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

1 賃料の支払いを6ヶ月以上怠ったとき。

2 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と貸借人との間の信頼関係を害すると認められるとき。

3 本契約5条その他本契約に違反したとき。

第7条

甲は建物に関する公租公課を負担し、乙は電気、水道、ガス等の使用料を負担する。

第8条

本契約に関する紛争に付いては、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第9条

1 乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに事故の所有又は補完する物件すべてを自己の費用で収去し、本件建物を原状に復したうえ、甲の立会いのもと、甲に明け渡すものとする。

2 乙は前項の場合において、移転料、立退料その他これに類するものを甲に請求してはならない。

第10条

甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとし、本契約各条項に定めない事項が生じたとき又は本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもってこれを協議解決するものとする。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上各1通を保管するものとする。

平成31年4月10日

貸貸人(甲)

住所 奈良県吉野郡大淀町北六田28番地の2

氏名 合資会社北村化学研究所

代表社員 北村宗四郎



貸借人(乙)

住所 吉野郡大淀町比曾1396-1

氏名 国中憲治



令和2年度雇用状況報告書

会派・議員名 國中憲治

① 雇用者	氏名 住所	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等			
③ 雇用期間	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日			
④ 職務内容	政務活動に係わる補助及び後援会			
⑤ 給料(賃金)	260,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)			
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /			
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /			
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2			
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類			
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。			
⑨ 備考				

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

政務活動補助業務賃金台帳(令和2年度)

【議員名 國中憲治】

雇用者氏名	生年月日												性別	雇入年月日	2020/4/1
	住所														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	26	22	27	25	22	26	24	26	24	21	26	23			292
労働時間数	208	176	216	200	176	208	192	208	192	168	208	184			2,336
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
基本給	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	300,000	300,000	3,720,000
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	300,000	300,000	3,720,000
健康保険料	15,509	15,509	15,509	15,509	15,509	15,509	15,509	15,509	15,509	15,509	15,509	15,509	17,895	17,895	221,898
介護保険料	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	(込)	0
厚生年金保険料	23,790	23,790	23,790	23,790	23,790	23,790	23,790	23,790	23,790	23,790	23,790	23,790	27,450	27,450	340,380
雇用保険保険料	780	780	780	780	780	780	780	780	780	780	780	780	900	900	11,160
社会保険料合計	40,079	40,079	40,079	40,079	40,079	40,079	40,079	40,079	40,079	40,079	40,079	40,079	46,245	46,245	573,438
課税対象額	219,921	219,921	219,921	219,921	219,921	219,921	219,921	219,921	219,921	219,921	219,921	219,921	253,755	253,755	3,146,562
所得税	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	5,640	17,867	17,867	103,414
市町村民税	11,350	11,350	11,350	10,208	10,208	10,208	10,208	10,208	10,208	10,208	10,208	10,208			125,922
控除額合計	16,990	16,990	16,990	15,848	15,848	15,848	15,848	15,848	15,848	15,848	15,848	15,848	17,867	17,867	229,336
差引支給額	202,931	202,931	202,931	204,073	204,073	204,073	204,073	204,073	204,073	204,073	204,073	204,073	235,888	235,888	2,917,226
領収印	[Redacted]														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

電話番号 0030-0918

納期等の区分
(自)令和2年1月
(至)令和2年6月

申告区分 その他

順位 回数

左記の合計額を領収しました。
(領収日付印)

吉野税務署
2.6.4
国税収納官吏
領収

年度 R2 税務署名 吉野税務署

税目 源泉所得税及復興特別所得税

	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
本 税								3	4	2	0	0
重加算税												
加算税												
利子税												
延滞税												
合計額								3	4	2	0	0

住所(所在地)
吉野郡大淀町大字北六田2-8-1-5

氏名(法人名)
国中けんじ事務所

様(御中)

◎この領収証書は国税局・税務署内で領収した場合の様式となります。

内証券受領												
証券番号												

(現金) 50,000円
(領収計) 47,760円 (差引) 2,240円

(取扱時間) 10:12 (担当者コード) 002
(領収証書番号) A2006040002

◎ ダイレクト納付を是非ご利用ください。

- 自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な操作で納付できます。
- 詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。
- 即時又は納付日を指定して納付することが可能です。
- 電子証明書やICカードリーダライタは不要です。
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません。
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。
- インターネットバンキングの契約は不要です。
- 納付の結果はメッセージボックスに通知します。
- ※ご利用には事前の届出が必要です。

◎ 例えばこのような使い方が便利です！

毎月の徴収高計算書をe-Taxで送信した後、簡単な操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にも、ダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすめてです。

年度 R2 税務番号 吉野税務署

税目 源泉所得税及復興特別所得税

住所(所在地) 吉野郡大淀町大字比曽1396-1

氏名(法人名) 國中 憲治

様(御中)

	千	百	十	千	百	十	円
本 税				1	3	5	0
重 加 算 税							
一 加 算 税							
利 子 税							
延 滞 税							
合 計 額				1	3	5	0

◎この領収証書は国税局・税務署内で領収した場合の様式となります。

内証券受領							
証券番号							

納期等の区分

(自)令和2年1月
(至)令和2年6月

申告区分 其他

順位 回数

左記の合計額を領収しました。

(領収日付印)



(領収証書番号) A2006040001

◎ ダイレクト納付を是非ご利用ください。

自宅やオフィスにインターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な操作で納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

即時又は納付日を指定して納付することが可能です。

電子証明書やICカードリーダライタは不要です。

金融機関や税務署の窓口に向く必要がありません。

税理士が納税者に代わって納付手続を行うことも可能です。

インターネットバンキングの契約は不要です。

納付の結果はメッセージボックスに通知します。

※ご利用には事前の届出が必要です。

◎ 例えはこのような使い方が便利です！

毎月の徴収高計算書をe-Taxで送信した後、簡単な操作でダイレクト納付ができます。徴収高計算書の送信にも、

ダイレクト納付にも、電子証明書は不要なので特におすすです。

納期等の区分 令和 年 月 日 至 年 月 日

支払分滞戻戻税 及び復興特別所得税

区	分	納期等の区分	納期等の区分
02	09	03	00
07	25	06	04
01	25	07	03
01	25	08	00
01	25	09	00
01	25	10	00
01	25	11	00
01	25	12	00
01	25	01	00
01	25	02	00
01	25	03	00
01	25	04	00
01	25	05	00
01	25	06	00
01	25	07	00
01	25	08	00
01	25	09	00
01	25	10	00
01	25	11	00
01	25	12	00
01	25	01	00
01	25	02	00
01	25	03	00
01	25	04	00
01	25	05	00
01	25	06	00
01	25	07	00
01	25	08	00
01	25	09	00
01	25	10	00
01	25	11	00
01	25	12	00

住所 (所在地)	ヨシノクワン オオトキチヨウ オオアサキキヨムシ		
郵便番号	281-5		
氏名 (姓)	クニカガカケンシヨウ		
氏名 (名)	シヨウ		
電話番号	281-5		
納期の特例分	〇		
国庫金	〇		
納期の特例分	〇		
摘要	〇日本銀行(本店・支店・代理店)蔵入代理店(郵便局を 含む。)又は税務署の領収日付印が押されているかを 確かめください。		

(領収日付印) 出納(3) 2.12.18 南都・上野

左記の合計額を領収しました。

取納金(現金) 領収証書

区	分	納期等の区分	納期等の区分
02	09	03	00
07	25	06	04
01	25	07	03
01	25	08	00
01	25	09	00
01	25	10	00
01	25	11	00
01	25	12	00
01	25	01	00
01	25	02	00
01	25	03	00
01	25	04	00
01	25	05	00
01	25	06	00
01	25	07	00
01	25	08	00
01	25	09	00
01	25	10	00
01	25	11	00
01	25	12	00
01	25	01	00
01	25	02	00
01	25	03	00
01	25	04	00
01	25	05	00
01	25	06	00
01	25	07	00
01	25	08	00
01	25	09	00
01	25	10	00
01	25	11	00
01	25	12	00

住所 (所在地) ヨシノクワン オオトキチヨウ オオアサキキヨムシ

郵便番号 281-5

氏名 (姓) クニカガカケンシヨウ

氏名 (名) シヨウ

電話番号 281-5

納期の特例分 〇

国庫金 〇

納期の特例分 〇

摘要 〇日本銀行(本店・支店・代理店)蔵入代理店(郵便局を
含む。)又は税務署の領収日付印が押されているかを
確かめください。

(領収日付印) 出納(3) 2.12.18 南都・上野

左記の合計額を領収しました。

住所 (所在地)	ヨシノクワン オオトキチヨウ オオアサキキヨムシ		
郵便番号	281-5		
氏名 (姓)	クニカガカケンシヨウ		
氏名 (名)	シヨウ		
電話番号	281-5		
納期の特例分	〇		
国庫金	〇		
納期の特例分	〇		
摘要	〇日本銀行(本店・支店・代理店)蔵入代理店(郵便局を 含む。)又は税務署の領収日付印が押されているかを 確かめください。		

(領収日付印) 出納(3) 2.12.18 南都・上野

左記の合計額を領収しました。